

謙 譲 語・試 論 (一)

第一次分類としての謙譲語のとらえ方

坂 本 元 太 郎

I 意図および目的

いわゆる「謙譲語」に関する従来の規定

III 謙譲語に関する従来の規定をめぐって——とくに受手尊敬語とすることの妥当性——

- 1 謙譲・卑下の用法を持つとするもの（A型）について
 - 2 謙譲・卑下の用法と受手尊敬の用法を持つとするもの（A・B型）について
 - 3 受手尊敬の用法であるとするもの（B型）について
- IV 体言における謙譲語（謙譲表現）のとらえ方
- V 結論と残された問題点

I

意図および目的 敬語法の内外をめぐる諸問題の中で、最も振幅が大きくそれだけ種々の見解が対立しているものに「謙譲語」の取り扱いの問題がある。それは敬語法の内なる問題であって、敬語分類の方法や敬意のあり方など

にも重大な関係を持つという点で敬語法の本質的な問題である。これまでも、謙譲語の本質や概念をめぐって諸説が出され、全体的にかなりの変化を見せながら現在に至っているのであるが、同時にまた「謙譲語」の規定そのものが十分な規範性を持つに至っていない状況にあることも事実である。言うまでもなくそれは、研究者の敬語観・研究対象・研究方法・語性などについての広狭軽重による認識の違いが関係していると同時に、敬語をどうみるかということはもちろんのこと、具体的には敬意の対象・行為の主体・人称などのいずれの基準によるかという問題と基本的にからみ合うものであるから、従来の諸説は、当然のことながら十分に根拠のあることであり、秀れたものであることは論をまたない。ただ、そのような認識の違いや基準の違いを超えて、国語全体の枠の内での一貫不变の原理を「謙譲語」に見出すとするならそれは何であるのか、という方向も絶えず問われなければならない。原理を志向した研究と、個々の研究とが表裏して、修正が加えられるべきものであることには全く異論はないが、「謙譲語」における最大公約数的な原理・本質とは何なのかという点の解明こそ、重要で急がれなければならない問題であろう。副題の「第一次分類としての謙譲語のとらえ方」というのも、その点に意図があるわけで、当然、下位分類をどうするかといふ二次的な問題と関連してくるが、本論では以上のような視点に立つて考えを述べることとする。

II

いわゆる「謙譲語」に関する従来の規定 これまで諸家が、敬語分類の中で、謙譲語をどのように位置づけてい

るかを調査し、後に述べる内容との関係上、若干の私見を加えて示せば次のとおりである。
(注1)

		謙		譲		語	
		種類					
学説		A 動作主体の卑下		B 動作客体の尊敬		C 美化・丁寧	
山田 (孝雄)	自卑敬語	絶対謙称		関係謙称			
三矢 (重松)	自卑敬語			関係敬語		○	
松下 (大三郎)	謙	卑下 (謙譲)	称	客體尊称			
小林 (好日)	卑		○				
金田一 (京助)	謙		○				
松尾 (捨治郎)	卑						
石坂 (正藏)	敬語的自称			目的格への敬称			
辻村 (敏樹)	下位主体語・謙称		○				
玉上 (琢弥)	話手卑下	手の謙譲		客語尊敬			
馬淵 (和夫)	謙譲語	対象尊敬語	○	○	美化語		
大石 (初太郎)	謙譲語	○					

て、Bの「動作客体の尊敬」に關係があり有縁なものだとも考えられるからである。

山田・三矢の両氏は、周知のことく動作主体の卑下を表わす敬語を、絶対謙称と関係謙称（山田）自卑敬語と関係敬語（三矢）とに下位分類した。山田氏は謙称を二分したのであるのに対し、三矢氏は対等の敬語と見て並立したもので、いわゆる位取りの点で若干の違いはあるが、右の表では、関係謙称（山田）と関係敬語（三矢）との位置づけを、A（動作主体の卑下）とB（動作客体の尊敬）の両方に有縁なもの、かかわりを持つものとして処理してみた。なぜならそれは、「謙称を用ゐる者の、尊敬すべきものに対しての行動についていふ。」（山田）とか、自己の動作の他に關係するを、他を尊び己を卑めるもの。」（三矢）などという規定からみ

右の表で、時枝説にふれなかつたのは、氏の敬語論とりわけ「詞の敬語」は敬意を抽出し否定することを前提としているために、敬意にほかならないわゆる「謙譲語」の枠をはみだし、異なつた次元の取り扱いが必要であるという理由による。^(注2)また、Cの美化・丁寧という項を謙譲語の中に包含したのは敬語意識の変化によつて現象的事実として存在するものではあるが、広義に考えて謙譲語の一用法にとどまるものと考えられるので、便宜上そうしたまでである。（もちろん辻村・大石両氏とも謙譲語とは別に美化語を設けておられる。）

右の表示については、特に辻村説と石坂説について若干の補足が必要と思われる。辻村氏は敬語分類の基準を行為の主体に求められながら、山田説の下位分類を導入し、絶対下位主体語と関係下位主体語の区別を立て、その必要性を、関係下位主体語は、話し手と素材との関係のほかに、素材相互の関係も明らかにすることができる点に求められた。しかし一方では、その成立のしかたからみると、受け手である上位者に属する行為として表現されたものとも考えられるという発言からみて、Bの用法にも同調されていると判断できるので、結果的にはA・B二つの用法を認めているとも考えられるのである。また、石坂氏も、表示とは別に、Bに相当するものがあるとすれば、それは謙称の中の関係謙称に限るという発言もあり、その意味では辻村氏同様、Bの用法を認められていると考えられるのであるが、ここではともに表示しなかつた。

このほかにも二、三部分的に問題が残るが、謙譲語に関する以上の規定を、私なりに要約してみると、Aとするもの・ABとするものACとするものの三種類にまとめることができる。

ACの型は、實際は、辻村・大石両氏とも美化語を謙譲語から區別して特立しているので問題外と考えられ、ま

た、石坂・辻村両氏のよう、Bの用法をも含みもつた発言もあるので、明確にその型のどれに属するかを決しがたいが、大体の傾向一つまり謙讓語をAとBの複合したものと考える傾向が著しいのは否定できない事実である。右の表に関するかぎりでは、謙讓語をBのみと規定する考えは見当らず、結果的には謙讓語をそのまま受手尊敬語に置きかえるところまでは至っていない。

謙讓語をAであるとする考えは、Ⅲの1で論ずるように、意識や敬意内容を問題とする点で適當ではないであろうし、同時にまた、「謙讓なことば」と文法的用語としての「謙讓語」との俊別が必要と思われる。とりわけ、敬意の内容によつて、謙讓や尊敬に分けることは、基準として客觀性を欠くもので、その点で問題が多いと思われる。

最近になつて、一方では謙讓語をBとする見解、またはそれを志向する見解も目立つてきた。森野宗明氏は、動作主II上、被動作主II下という関係においても謙讓表現がなされる事実と、古典語と現代語を包括した一貫不变の規定の設置という点から、

被影響主に対する敬意の表現というところが不變なのであるから(中略)「動作主を低めて」云々型のとらえ方は捨て去るべきであり、動作主に対する敬意の表現である「尊敬」に対して、「被動作主に対する敬意の表現」として規定し、とらえる方が適切である。(「敬語の分類」・「文法」昭和43年12月号・310頁・明治書院)

と敬意の対象による区別の必要を認め、尊敬語と謙讓語語とを一括して「尊敬」として扱い、「丁寧」と対照させた。また森野氏とはやや異なつた角度から、小松寿雄氏は、

謙讓語とするか、尊敬語とするかの重要な違いは、動作のシテだけを考えるあるいは、受手も考えるかにあ

る。すなわち謙譲語とする立場では、動作のシテだけを考え、尊敬語とする立場では、動作の受手も考えている。

（「謙譲語」・「文法」昭和44年4月号一五六頁・明治書院）

との見解に立ち、尊敬と謙譲の違いを、動作主（シテ）と受手とのいづれを重視するか、さらに関連説明が許されるなら、動作主の「敬意の内容」と、その方向である「敬意の対象」とのいづれに考えるかによるものと見、謙譲語のなかの関係謙譲を受け手に対する「尊敬語」とし、残る絶対謙称の語や名詞・代名詞などの体言については、それが聞き手の変化に対応する点に着目して「聞手敬語」として扱い、結果的に謙譲語の特立を認めてはいない。両氏のほかにも、下二段の「給ふ」のみを自卑謙譲とする以外はすべて、「話し手がその動作の及ぶ対象に対する敬意を表現するもの」との見解に立つ北原保雄氏の説^(注4)、また、謙譲語を登場人物に対する作者の敬意表現であると規定して、「対象尊敬語」と考える根来司氏の説^(注5)などが見受けられる。

謙譲語を、A型・AB型・B型・AC型のいずれであると考えるにしても、そこには時間的な展開といったものが見られ、A型→AB型→B型・AC型という大まかな傾向が感じられもあるのである。私は以前に、謙譲語の用法に自己卑下的なものを残し、それ以外はすべて受手尊敬として扱うのが適当だとする見解に立つたが^(注6)、いわゆるAB型に属する自分の考えも含めて、あらためて問題を提起してみたい。

III

謙譲語に関する従来の規定をめぐつて——「*とくに受手尊敬語とする*」との妥当性

謙譲語の一つの働きとして、美化・丁寧の用法を認めるABC型は、敬語本来の問題というよりは、敬語意識の変化、変質といった面からとらえられるべき性質のものであるので、本論では一応除外して考えることにするが、以上の諸説について、便宜上次の三種の型に整理してみる。

A 型——謙譲・卑下の用法を持つとするもの。

A・B型——謙譲・卑下の用法と受手尊敬の用法を持つとするもの。

B 型——受手尊敬の用法であるとするもの。

1

謙譲・卑下の用法を持つとするもの（A型）について

謙譲語をA型であるとする説は、明治時代から見られたが、一般的であるだけに現在に至るまで根強いものを持っている。この考えは、謙譲語の場合に限つて「へり下り」といういわば敬意の表わし方・方法手段自体を、敬意の内容や性質そのものだと考えて、区別し規定したものであつて、その点において、本来的に同等同質であるべき尊敬語や丁寧語における敬意と、別な次元の敬意であるような錯覚と疑惑を生む。すなわち謙譲の気持ちは、「謙譲語」のみが負担しきれるものではないし、基本的には「謙譲なことば」をそのまま文法的用語としての「謙譲語」と短絡

に考える一種の錯覚が、この規定の背景にある。もともと、「敬意」の実質内容には、尊敬も謙讓も丁寧もないはずである。

一般に敬表現を支える意識や心理には「敬意」以外の種々のものがあろうが、「敬意」自体には、尊敬的敬意とか謙讓的敬意または丁寧的敬意とかいう違いはあるまい。かりに敬意自体に三種類あって、その結果、それに対応した異なる敬表現が成立するのなら、分類基準として堪えられもしよう。この点、「要するに待遇対象に敬意を払うこと」イコール尊敬することであり、その『うやまい』の気持ちが働くから、自然口調も丁寧な改まったものになるのであり、そう機械的に一線を画して、裁断できるようなものではないのである。（森野宗明「敬語の分類」・「文法」昭和43年12月号・二八ペ・明治書院）という発言は妥当と考える。敬謙の関係は、「表裏一枚の紙でも表を上にする時と裏をする時とあるようなもの」で、「やはり違ったもの、別なもの」（「敬語法」・日本文法講座I）とした石坂正藏氏の説は、敬意の表わし方に違いのあることを強調したとも、敬意の実質内容に違いがあるとも受けとれるが、特に後者だとするなら、その実質的な差異を画然と区別することは無理と考えざるを得ない。

山田説における絶対謙称・関係謙称の下位分類は、語義を基準としたものと考えられるが、辻村敏樹氏は、それを肯定的に継承して、絶対下位主体語・関係下位主体語の別を設け、単に語義による分類にとどまらず、素材間の身分差や上下関係が識別できるという点で、山田説を発展させ客觀性を与えた。しかし個々の語について厳密に区別するとなると、とくに古典語の場合、明快に割り切れるかどうか甚だ疑問であり、それ以上に、絶対と関連との間には、当然のことながら相違点より共通点が多く、第一次分類を必要とするほどの決定的な差異が見られないように考えら

れる。たとえば、

a (私が) ご案内申し上げます。

b (私が) いたします。

aの「(ご案内)申し上げ」は関係謙称語、bの「いたし」は絶対謙称語であろうが、これについて、aの語は、「自分の動作であり、ふつう謙譲の表現とはいうものの自分がへり下るというよりも、相手に対する気持に重心があり、相手に敬意を表わす気持の方が強」くとか、また、bの語については、「自分の動作に重点がおかれ、歩を引いて頭を下げるような気持を伴っている。」という説明が一般的に多く見られる^(注9)。謙譲語には、たしかに動作の客体を強く志向した見上げの意識の感じられるものもあるし、また、自己卑下やへり下りの意識の強く感じられるものもある。したがって以上の見解も妥当であると考えられるのであるが、ただ、そうした語義、語感・意識などは、絶対謙称とか関連謙称とかいった語性の問題と言うよりは、多分に、人称(a bの例は同一人称であるが)とのかかわり合いによるものと思われ、かりに、bの「いたす」同様、

c 社長のご案内はK課長がいたします。

の例などの場合、果して、へり下った気持ちとしてとらえることが適切かどうか疑問であろう。どう見ても、素材である「K課長」の意識とすることは無理であろう。とすれば結果的に話し手の意識となってしまうが、動作主体が話し手と一致しないことからみて、一見不自然にも思われる。しかし、こうした場合は、動作主体の「K課長」のへり下りの意識の表現を目的にしたとか、「K課長」を低く待遇したとかいうことではなく、「K課長」に対立する一方の

極である社長を話し手が敬意をもって待遇したものと考える方が自然である。つまり話し手の、謙譲を手段とした「敬意」なのである。また、謙譲語には、相手への敬意を強く志向するいわゆる「見上げ」（尊敬）と、自身の「へり下り」（謙譲）の別があると言つても、それは質的差異ととらえるより、むしろ相対的・数量的なもので、その意味で主観的な要素が強く働くと思われる。諸家のなかにも絶対謙称語の存在を認めない立場をとる人もあり、また認めるとしても、その所属語にかなりの違いがあり、不統一さが目立つてゐるなどの事情も、両者が質的に同じものであり、絶対的な違いがないという点と無関係ではないよう考えられるのである。

謙譲語をA型と規定した場合、最も説明のつきかねるのは、動作主が話し手（書き手）以外の場合と、動作主が、その動作の受け手よりも社会的・客観的に上位者と見られる場合とにおける謙譲表現である。もちろん両者は相互に關係し合うこともあり（動作主が話し手以外でしかも受け手より上位と考えられる場合など）単純ではないが、私も何度もこの問題にふれてゐるので、再論するまでもないにしても、古典語に顕著な現象であるだけに等閑しえない問題である。動作主が受け手より明らかに上位者であるという点で顕著ではないが、次の例などもこれと同じ關係に立つもので、

（祖母君モ若宮ニ） 年ごろなれむつび聞え^① たまへるを見たてまつりおく悲しごをなむかへすがへすのたまひける。^②

（源氏・桐壺）

①の語は、祖母君の動作の受け手（若宮）に対する作者の敬意、②の語は、動作主である祖母君に対する作者の敬意と考えるべきで、このような同時敬意の総合的な敬表現の場合には、「聞ゆ」の語性を「謙譲・自卑」の線でとら

える」とは無理と思われる。一方、前記のC例のような動作主体が話し手以外の場合における「謙譲語」を、動作主体の「謙譲・自卑」の概念で律することも当を得ない。それは、素材である動作主体の敬意を、話し手が表わしきれるものではないと考えられるからである。この点に関して、石坂説における「敬語的自称」の原理で説明が可能であるようにも考えられるが、それにしても、謙譲語をA型であるとするには、なお問題が残りそうである。

石坂氏は、謙称は「敬語的自称」であるとされ、素材が言語的に定着されるとき、すでに話し手にとって同位同列でもなければ等距離にあるものではないとする前提に立つて、話し手に最も近い素材は第一人称者であることから、「私はいたいたいた。」などが謙譲の表現と考えられるのは、話し手と客体化された第一人称者とが、偶然に一致したことによる起因する錯覚ではないとする。そればかりでなく、第二・三人称者であっても、敬語的自称としてとらえることが可能で、敬語的にはすべて同じ領域に属し、話し手の敬意がそこにあるとする。とすれば、素材を敬語的自称（へり下り・謙譲）としてとらえるか、敬語的他称（あがめ・尊敬）としてとらえるかは、全く話し手の意識に左右されてしまうことになる。もちろん敬語現象は、話し手の待遇的任意による要素が大きいにしても、謙譲と尊敬という相反した敬意内容の場合には——とくに、動作主の敬意をも話し手が任意に規定してしまうとする考え方などは、果して話し手の意識によって、謙譲とか尊敬とか言いきれるものかどうか疑問に思う。

謙譲語が、前述したように、受け手／為手という身分差を前提として、受け手と話し手との関係（受け手＼話し手——つまり話し手の受け手への敬意）を表わすものであることは肯定できるのであるが、一方、受け手／為手という関係を前提としない場合、つまり為手＼受け手といった関係、たとえば、

(帝ハ) 一の宮を見奉らせ給ふにも、若宮の御悲しきのみ思ほし出でつて、親しき女房御乳母などつかはしつつ、有様を聞し召す。(源氏・桐壺)

などに見られる「奉る」の用法を考えると、すくなくとも「為手(帝)」の「謙譲・自卑」であるとは言えないとと思うのである。^(注11)また、敬語的自他の区別が、話し手の任意によるものであるとしても、そのように認定する限界—量的適用範囲が明白でなく、その上、敬・謙のほかに、それによらない親疎などの意識にまで拡大できることも考えられるのである。敬・謙が対照的な敬意であるだけに、以上の点が問題になってくるのであるが、特に「謙譲語」と「尊敬語」とが重なり合った前例や次の例の場合は説明が苦しい。

まだ姫君と聞えけるとき、父おとどの教へ 聞え^a 給ひけることは……(枕草子・111・清涼殿の丑寅の)

いわゆる敬語的自他の重用である。aの「聞ゆ」によつて、「父おとど」が、話し手によつて「敬語的自称」にとらえられ、同時にbの「給ふ」によつて「敬語的他称」としてとらえられることになる。この点に関しては、稚田定樹氏の指摘もあるが、氏の言われた、「特に、動作のシテが最上位、ウケテは下位、話し手は二者よりはるかに下位、といった場合」に至つては説明がつきかねるのである。

以上のような事情から、敬意の性質や内容から「謙譲語」を規定することは十分に合理的とは言えないし、主観的であるという点で妥当ではないこと。絶対・関連の下位分類にしても諸説あつて所属語も一樣でないこと。さらに、「謙譲語」には、動作主体の謙譲や卑下を目的としない用法があること。などの諸事実からみて、第二次分類としてはともかくも、第一次分類の基準としては適当ではないと考えるわけである。

謙譲・卑下の用法と受手尊敬の用法を持つとするもの（A・B型）について

内容からみると、この型は相反した二つの用法を含み持つもので、その点でA・B型として処理できるものであるが、具体的実質内容の点では、諸家によつてかなりの違いが見受けられる。大別すると、(1)謙譲語のうち絶対謙称が「謙譲・自卑」の意を表わし、受手尊敬を表わすものは関係謙称（その一部）であるとする考え方（石坂氏など）、(2)「給ふ」（下二段）を「謙譲・自卑」とし、それ以外はすべて受手△対象△尊敬とする考え方（松下・馬淵・北原氏など）があり一樣ではない。

一部、重複の感があるが、謙譲語を、絶対と関係とに分ける考えは、動作が他者と関係を持つか持たないか。他者を意識するかどうかの違いに立つてゐる。関係謙称が、話し手と素材・素材と素材との間の上下関係を明確にするという点で、絶対謙称と区別して考える必要はあると思うが、絶対謙称||謙譲・関係謙称（またはその一部）||尊敬と考えるのは敬意二分のそれであり、主観的・相対的・量的次元の問題であつて、敬意の性質を基準としている点からみて明白なものとは言ひがたい。

絶対謙称の場合は、一見、他者との関係を持たないようと思われるが、この点は甚だ微妙である。たしかに関係謙称のようには明確に受け手を予想しえないが、やはり、想定される人物（受け手）に対してのもので、ただそれが明確なかたちで表現されないとどまるとも考えられるからである。たとえば、「参上スル」とか「拝見スル」などの絶対謙称語にしても、辻村氏の指摘のように、上位者としての受け手が想定されるであろうし、その点で関係謙称と

して扱つても不自然とは思われない。動作の関係する受け手の存在が意識され、想定されない「謙譲」など本質的にその名に値しないであろうし、その意味で絶対謙称のあるものは関係謙称の中に含めて扱うことも可能なはずである。ただ、そうだとしても、話し手と聞き手の二極間に機能するもので、動作 자체が他との関係を明確にもたない、したがつてその動作の受け手が明らかでない語—「存ズル」・「給フ」（下二段）などは問題である。二つの極の間の落差を媒介として「謙譲」が成立するという点からみると、謙譲としてとらえられても、これらの語は動作 자체が他に関係しないで完結するだけに、その動作の受け手となるべきものが不明瞭なのである。この場合の聞き手は動作の実質的な「受け手」ではないのであって、一般の謙譲語が場合によつては聞き手を受け手とする時があるのとは基本的に異なる。通説では、「給フ」（下二段）が謙譲と丁寧とに解され、見解が分かれているのも実はこうした事情が根本にあるからであろう。これらの語が、その受け手を明らかにしないことは、その語性を考える上で重要なことで、その点で一般の謙譲語と比べてかなり異質であると考えられる。さらには、「給フ」（下二段）を謙譲語とすることにも問題が残りそうだとも考えられるのである。一方、この語が「見る・思ふ・聞く」などの主觀性の強い動詞につく傾向はあっても、それが会話のみに用いられ、聞き手を意識し聞き手に対応した用いられ方をしていることを考え合わせると、謙譲語の語性を失いつつ丁寧語への傾斜を示しているように考えられる。

諸家の指摘の中でも、絶対謙称の「イタス」、関係謙称の「参ル・申ス」などの語を、「御丁寧体専用に近い動詞」と規定される三上草氏の見解^(注14)、また、「いたす・まいる・申す・存ずる」の語が、現代語では一般に「ます」を伴つたかたちでしか用いられない点に着目して、「ことがらの表現を通じて、聞き手への敬意を表わす敬語」と規定され

る宮地裕氏の見解^(注15)などをあわせ考えると、「給ふ」(下二段)をはじめとする絶対謙称の語の特立が問題となるわけで、むしろ聞き手を意識した「丁寧語」へと傾斜し変質していることを示すものであると見てよい。

3

受手尊敬の用法であるとするもの（B型）について

語義・語性からみて、絶対謙称＝謙譲、関係謙称＝受手尊敬とする考え方のほかに、従来から、為手と受け手の上下関係という点に着目して、為手が上位で敬意を表すべき者と考えられる場合は「受手尊敬」とし、逆に受け手が上位で敬意を表すべき者と考えられる場合を「謙譲・自卑」とする見解があつた。^(注16)たとえば、

（中宮が、弟ノ中納言隆家ニ）「いかやうにかかる。」と問ひ聞えさせたまへば……。　（枕草子・九八段）

の「聞ゆ」の場合は、為手＝中宮／受手＝隆家という上下関係から、「受手尊敬」と考え、また、

（藤壺ガ帝ニ対シテ）「レとに侍りつ。」とばかり聞え給ふ。　（源氏・紅葉賀）

における「聞ゆ」は、受手＝帝／為手＝藤壺という上下関係から、「謙譲・自卑」とするという具合である。たしかに実際的で便宜的な説明ではあるが、一貫性に欠け言語主体の心理にそぐわない感じが強く、不十分な説明であることは否定できない。

周知のことく、時枝説では敬意にほかならぬ「敬・謙」二つの概念を否定する。しかし一方では、敬語を「敬意に基づく」とものと規定しているので、敬意を全面的に否定していくとも言えなく、敬語分類の基準を「敬・謙」に求めることの妥当性を問題にしていると解せられるのである。「尊敬と謙譲といふ二つの概念は（中略）相互に排斥し合ふ

処の概念ではない。それは寧ろ表裏の概念の如」きものであると二者の関係を述べ、結論として、「故に謙敬の二つの概念を以て敬語の二大別の範疇とする」とは理論上からも決して妥当なことではない。」（「国語学原論」四五八頁）とする見解は、敬謙は目的的には同じものであることを意味するものであるまい。

石坂氏も論じられたことであるが、一般的な言語事実としては、「尊敬を表わす語と謙譲を表わす語とは異なる語であるのが普通」（敬語）一四四頁・講談社）である。これに先立つて、「時枝氏の、一つの語が敬謙の両様に機能するという事実について指摘があつたが、これはかなり重要な問題を含んでいると考えられるのである。たしかに特殊な語にかたよつてはいるが、「参る」「奉る」などの語が、尊敬と謙譲とに機能すること自体が、敬謙の性質による敬語分類が絶対的なものでないことを示していると思われるからである。今後の課題であり、以下は推論なのであるが、「参る」「奉る」の語は、本来は同じ一つの語性であつたのではないか。それが、一方では動作主に対する場合と、他方では受け手に対する場合とに用法が分化した結果つまり、敬意の対象が為手か受け手かによつて、尊敬といわゆる謙譲とに分かれ、意味の変化も起るに至つたのであるまい。

「受手尊敬」についての諸家の規定の中、石坂氏は次の見解に立たれる。

謙譲語には「いたす」などの自体謙称と「申す」などの関係謙称とがあり、受手尊敬に相当するものは後者であつて、謙譲語全体が受手尊敬に置き換えられるわけではない。その点謙譲語即受手尊敬とする説明では困るのである。大枠に普通の三分法を採るなら、当然受手尊敬を謙譲語の中におさめて説明すべきであろう。（文法」昭和43年

氏はさらに「受手尊敬」について、

為手尊敬に対するものである。この考え方も近來有力であるが、筆者の考え方からすれば、なお謙譲語の中の関係謙称その一用法とみるのである。体言関係や修辞面にひろくゆきわたる謙譲・卑下の事実を思い、なおその点を考慮すれば、「受手尊敬」の簡明さにひかれながら、なお謙称の中に含めたい。（「敬語」一一六ペ・講談社）

関係謙称の一用法として受手尊敬を認める石坂説は、ほぼ諸家の取り扱い方と一致しているが、これに關係して、馬淵和夫氏は対象尊敬語と謙譲語とを區別し^(注17)、渡辺実・遠藤嘉基両氏は、自己卑下の敬語を特立したうえで、それ以外を受手尊敬とする。^(注18)私も以前には、「敬意の対象の側からのみ論ずると、謙譲語はすべて受手尊敬語と言えるわけであるが、（中略）謙譲語の中にも敬意の謙譲的表現一つまり自分自身がへり下って結果として聞き手を相対的に高めること一に目的がある場合と、はじめから動作の受け手である素材を高めることに目的がある場合があつて、両者は同じ次元で論断できない点がありそうな気がする。（中略）そうした意味で両者は区別して考えるのが適切であろうと考える。」（札幌大学「紀要」第一号・昭和43年12月）として謙譲と受手尊敬との区別の必要性にふれたのであるが現在から考えると、それは敬意の方向や対象を基準とする考え方と、敬意の内容や性質を基準にする考え方とが交錯していて、基準自体が二元的であいまいであったと考えられる。かりに二つの基準によるとしたら、同じ次元においてではなく、どちらかを二次的・下位的にとらえる必要があるものと今は考えている。

ところで、受手尊敬を考える場合、当然、謙譲・自卑の用法をどう見るかと言うことが問題となり、あらためて次の諸点が見直される必要が生まれる。

- (1) 謙譲・自卑の意の「絶対謙称」の存在は、果して絶対的なものなのか、どうか。
- (2) 「絶対謙称」の存在が認められるとしたら、それはどのような語性であると考えるべきか。同時にまた、その所属語とその範囲については具体的にどう考えるべきか。

- (3) 尊敬語を下接しない「謙譲語」の場合をどう考えたらよいか。
- (4) 絶対謙称の「給ふ」（下二段）の語性はなにか。補助動詞であることと関係して、動作の受け手が明確でない点で、果して謙譲語の範囲にとどまるものなのか、どうか。

(1) については、Ⅲの2において宮地・三上両氏の見解にふれたが、詞辞連續論の前提に立つ宮地氏が、主として現代語の絶対謙称について、「(こ)がらの表現を通じて)聞手への敬意を表わす敬語」と規定したのに対し、辻村敏樹氏の反論もあって、^(注19)統一を見ていないが、「いたす」などの語は、関係謙称のようには受け手の存在が明確でないが、本来は話し手が他の極に立つ者を意識して用いるものであり、詞的意義を持つているものであるから、受け手は明確であったはずである。その点で本来的には受手尊敬の範疇にとどまっていたものだと考えるわけである。現代語の「いたす」は、詞的要素を保持しながら聞き手への敬意を表わすと見られる場合が多いが、その意味で辞的要素のみの「給ふ」（下二段）との差異が著しい。とにかく、絶対謙称と言われる一群の語が、対者敬語としての丁寧語へ傾斜しつつある傾向は注目してよいのではなかろうか。

(2) の絶対謙称の語性について考えるに当つて、さらに次の二つの事がより重要となる。第一に①敬意内容や性質からみると、これらの語は自己卑下の気分が強いこと。したがつて第二に②尊敬語を下に伴わないこと。①に関しては

すでにⅢの1でその妥当性を論じたが、文法的事実としての⑤の事がらは、語性を決める上で重要であるのでこの点については後述する。絶対謙称語として諸家が認めていると思われるものは次の表のとおりである。^(注20)

種類	所	属	語
口語	いたす	まいる	存する 申す
文語	いたす	申す	つかまつる つかうまつる まかづ まかる 存ず 賜はる 承る
	侍り	候ふ	給ふ（下二段）

ところで個々の語について実際の取り扱いを見ると

諸家によつてかなり大きく違つていて統一的と言ふことができない現状にある。たとえば、玉上琢弥・

馬淵和夫・遠藤嘉基・渡辺実の諸氏などは、文語では

下二段の「給ふ」一語のみとし、金田一京助氏は、

「さしあげる」「奉る」の語に限つては、一様ではない。いま文語について諸説を大別し整理してみると、①下二段の「給ふ」のみを絶対謙称とし、それ以外はすべて受手尊敬とするもの。②下二段の「給ふ」以外に幾つかの語を含めて絶対謙称とするものの二種類となる。②の場合でも「給ふ」（下二段）以外の語を具体的にあげると諸説あつて定まらないが、私がさきに表示した語例は、諸家によつて認められたものを列挙したものであるが、そのほかにも「まうで来」などの語を含ませる見解もあり、また本来、受手尊敬に属していた語が、自己卑下の強い絶対謙称に機能しているとみられるものなど、いわゆる主として時代のちがいによつて兩様に機能する語性の複雑な語も多く見られ、理論的に絶対謙称の規定が可能であったとしても、実際に個々の語を弁別するとなると、かなり困難な問題がありそうに思う。たとえば、馬淵氏は、「承る・聞ゆ・聞えさす・奉る・賜はる・つかまつる・まかる・まかづ・申す・まうづ・参る・参らす・奏す・啓す」の語を一括して「対象尊敬語」とされるが、その中の、「賜は

る・つかうまつる・まさる・まさ(ン)づ」などの語は、一般的には絶対謙称語に所属するものであって、その弁別は容易ではないことが察せられる。二者を区別する必要があるとすれば、敬意の性質や内容とか人称とかによる基準からではなく、もつと客観的で文法的な基準が必要である。その意味で、次の点が改めて問題として取り上げられてくる。それは、

(3) 自卑謙譲の絶対謙称語は、尊敬語を下接しないという事実への着目である。

自己卑下の謙譲語は、あくまでも動作主は自己または自己側の者に限られ、尊敬語をつけ加えることは通常考えられない。(「文法」昭和43年12月号・四九ペ・明治書院)

との見解に立つ杉崎一雄氏、また枕草子の用例研究から、「二重尊敬を表わす『させたまふ』が為手(自己)卑下(謙譲)の意の強い『まさる・承る・賜はる・侍り』等①群にはつかない。」(「国語国文研究第43号・八六ペ・阿部永氏」などに見られる発言がそれである。尊敬語の下接を許すかどうかという点から語性を見きわめることは注目してよいものである。敬度の高い「させたまふ」については今後の調査に期したいが、自卑謙譲語に所属すると考えられるものが、現象的にみた場合、尊敬の「給ふ」を下に伴う例はかなり見出されるのである。

- ① 関白の宣旨うけたまはりたまひて……。(大鏡・道長)
- ② 藤壺の宮なやみたまふことありて(里ニ)まさでたまへり。(源氏・若紫)
- ③ 御子はかくても 御覽せまほしけれど、かかるほどにさぶらひたまふ例なき」となれば、まさで給ひなんとす。(源氏・桐壺)

④ 中納言まかでたまふとて「階のものとの薔薇も」と……。（堤中納言・逢坂こえぬ中納言）

⑤ この君におろそかに思はれ給ひなば、ぬしのさばかり思ひいられつかうまつり給へば、かひなく口惜しと思ひ給はじや。（宇津保・嵯峨院）

⑥ 祿めぐらどもは中宮の御方よりたまはす。みこは御ぞまたかさねてたまはりたまふ。（源氏・絵合）
また、「つかまつる」「たまはる」の語が、次のように「せたまふ」を伴い、敬度の高い表現となつていて事実も見受けられる。

⑦ 「いかに佐々木殿は生食たまはらせ給ひて上らせ給ふな。」と言ひければ……。（平家・宇治川）

⑧ 山の座主、御修法つかまつらせ給へど、「なほ僧都参らせ給はではしるしなし」とて……。（源氏・手習）

⑨ ⑧はともに会話文の用例なので、敬度の高い「せ給ふ」を使用すること自体は不自然ではないが、以上のように、單に現象面からみると自卑謙讓の意の絶対謙称語が、尊敬語を下接している例はかなり見受けることができる。したがつてこうした事実から考えると、この類の語が自卑の気持ちを表現すると考えられがちなのは、一般に動作主が、話し手またはその側であることに起因するものであるまい。

⑩ 「返事し給へ。なきなし。隠い給ふべき文にもあらざめるをなど御氣色のあしき。まかりなんよ。」とて立ち給ひぬ。（源氏・浮舟）

などの「まかづ」「まさる」の例が、自分自身の動作であるので、当然のことながら尊敬語の下接を許していない

のである。見方を変えると、②・③・⑨の用例は、帝または宮中を受け手とする受手尊敬語とも考えられ、むしろそう見るのが妥当であると思われる。「まかづ」「まかる」の語性は、以上のように一様ではなく、場合によつては語性が変化して、自卑謙讓の意を負担していると解しうることもあるが、^(注22)

⑪ (左大臣)「やがて御おくりつかうまつらん。」と申し給へば、(源氏は)さしもおぼさねど、ひかされて、(内裏より)まかでたまふ(源氏・若紫)

⑫ 六条わたりの御忍びありきのころ、うちよりまかで給ふ中宿りに……。(源氏・夕顔)

などの用例からみて、明らかに本来は受手尊敬語(この場合はともに「場所」を受け手とする)であつたと考えてよい。この二語以外の語に関しては今後の調査に期したいが、下に尊敬語を伴うかどうかで、受手尊敬と自卑謙讓とに区別することも必ずしも、絶対的な基準たりえないよう考へられるのである。

「謙讓語」が受手尊敬語に置きかえることができるかどうかという点に関連して、次に「奏す」と「啓す」の語性について考察してみたい。この二語は、

(命婦→母北の方)「『参りてはいと心苦しう心肝もつくるやうになむ』と典侍の奏し給ひしを……。」(源氏・桐壺)

「『よきに奏し給へ、啓し給へ』などいひても、得たるはいとよし、得ずなりぬることいとあはれなれ。(枕草子・

三・正月一日は)

の例でわかるように、尊敬語「給ふ」などを下接するが、敬度の高い「させたまふ」の二重尊敬語がつかないといふ点で絶対謙称語に類似しているが、一方、「奏す」「啓す」の語の動作主体は、全く人称に關係なく、すべて一律に

天皇・皇后（受け手）以外のすべてにわたるという点で、一般の謙譲語と大きなへだたりを見せている。敬度の高い語を伴わないことについては、しばしば論じられているように、受け手が天皇・皇后などの高貴な階層に属し、隔絶した身分関係を前提として用いられているため、動作主体に対する配慮が相対的に少なくてすむという事情によるものであろう。

「奏す」「啓す」が、一律に天皇・皇后（受け手）以外のすべてを動作主体とするということ一つまり受け手と為手との二つの極の相対関係を超えて、絶対的に無関係に用いられる事実、裏がえして言えば、話し手や作者が謙譲語の選択に主体性やかかわり合いを全く持ちえない事実は、いつたいなにを意味するものであろうか。現代と異なつて敬語の使用には社会的制約があり、個人の自由にまかされることはほとんどなかつたことも、また身分・階層によつてそれぞれ用いる敬語が格づけされていた事実もあつたわけであるが、「奏す」「啓す」を頂点として、「聞ゆ」「聞えさす」「申す」などの語を含めて、主体的な選択を全く持ちえないということは、話し手が、為手を意識をするのではなく、受け手への配慮を決定的な要素と考えていてからにはほかない。

「奏す」「啓す」をはじめとして、「聞ゆ」「聞えさす」「申す」といった系列の語が、受け手がだれであるかによつて、適宜使い分けされているということは、これらの語を含めて「謙譲語」が、為手のへり下りや自卑を表現するというよりは、明確に受け手に向けて用いられたものであると考えた方が適當と思われ、その意味で、受手尊敬語として説明するのが妥当であると考えられる。

IV

体言における謙讓語（謙讓表現）のとらえ方

敬語をどう見るかについては、従来は動詞を中心として論ずる傾向があつた。しかしそれは、方法論の上で問題があると同時に、それだけでは敬語現象を正しくとらえることが不可能で、重要で微妙な問題が未処理のまま持ち越されたという感じが残る。その意味から、動詞以外の諸品詞にわたって、広く見られる謙讓表現をどうとらえるかといったことが改めて問題となつてこなければならない。

敬語（表現）は、動詞を中心にいくつかの品詞に及んでいるが、副詞の場合は問題が少なく、助動詞の場合も、尊敬や丁寧の表現には、「る」「らる」「はぐり」「候ふ」などの特別の語を添加する形式をとるだけで、謙讓表現に関係することが少ない。また形容詞や形容動詞の場合は、接頭語「お」を伴つた「お美しい」「お見事だ」などのかたちが普通があるので、動詞や名詞における特別な語を用いることもなく、本論で扱つてある謙讓語とのかかわりがほとんどないと考えられる。したがつて、以下、主として「体言」に見られる敬語（謙讓）を中心に考えてみることとする。

体言（名詞・代名詞）における敬語は、尊敬と謙讓に二分されるが、石坂正蔵氏はこの点にふれて、

あなたさま—あなた—お前さん—（あんた）—君—お前・△尊敬語の系列▽

（わたくしめ）—わたくし—わたし（あたし）—僕—おれ（わし）・△謙讓語の系列▽

の二つの系列を考え、そこに待遇的関係を見出された。^(注23)一方、三上章氏はこの点に関して、「アナタ・オマエ・キ

ミ」、「ワタクシ・ワタシ・オレ・ボク」という対応系列を考え、さらに次のように発言されている。

第1・2人称の代名詞は丁寧さで律することができる。しかし、オ降リニナルオ方・オ降リノ方・降リル人・降リル者・降リルヤツに見られる名詞列、オ方・方・人・者・ヤツは3分法のどれにも収まらない。(「文法小論集」昭和45年・九一ペ・くろしお出版)

氏の右の発言は、従来の規定との間にかなりの径庭が見られる。たとえば前述の石坂氏が三分法を前提とした考えに立って尊敬と謙譲の敬意で括った体言群を肯定したのに対し、三上氏は、一・二人称の代名詞を丁寧の語性でとらえ、名詞の系列は三分法で律しきれない独自の範疇だと考えたことがそれで、その差異が著しい。

謙譲語について、宮地裕氏は「単に『へりくだり』をあらわすものとか、『一人称用の敬語』とかいうのは、もとよりおおざつぱすぎて実態を説明しきれないし、分類の一項たるに耐えないが、また学説として、『話題の上位者下位者の関係規定そのものをことがらとして（詞として）表現するもの』とか、『話題の上位者に対する敬意を、その上位者下位者間の行為関係とかかわりなく、話し手が直接にあらわすもの』とか言うのも言いすぎで、実態を説明するのに適切ではないところがあろうと思われる。」(講座国語史第五巻「敬語史」三九四ペ・大修館書院)と立論し、結論として次のように述べられる。

話題の人物間の行為関係をとおして、話し手がその上位者へ敬意的配慮をあらわすもの。(同書)——圈点は坂本ト
謙譲語を以上のように「行為関係」を媒介とした場合に限定して考えるなら、氏も発言されたように、「愚息・小生・拙宅」などの名詞の類や「わたくし」などの代名詞の類は謙譲語の枠から除かれることになる。一方、これらの

名詞や代名詞の類の選択使用は、場面的な制約としての聞き手の変化に対応しているものと考えられる。したがってその点では、三上氏が、用言関係の敬語を「動的」、体言関係の敬語を「静的」と規定し、さらに一・二人称の代名詞を丁寧さの次元で律しようとするることは、基本的に理解できるのである。（ただ、三上氏が名詞を特立して一つの敬語と考え、一・二人称の代名詞を丁寧語としてとらえたが、これに対して宮地氏が、「愚息・小生・拙宅・弊社」などの名詞と、一人称の代名詞を丁重語と考え、二・三人称の代名詞を尊敬語とした点で違いが見られるのだが、「オ方・方」などは尊敬語と考えてよいであろうが、「者・ヤツ」などは無理であるのでどう処理すべきであろうか。「ヤツ」などの名詞の場合は、待遇表現全体の中でとらえる必要がありそうであるが今は至れない。）

両説について、(1)二人称（場合によつては三人称）の代名詞も、一人称の場合同様、聞き手の変化に対応して使い分けされていないか。聞き手に対応して変化するとすれば、尊敬語に含めることは妥当かどうか（宮地説）、(2)動詞の敬語と異なつて、名詞の敬語は行為を媒介としないので、尊敬甲も乙もないが、尊敬語を、話題の人・行為所有などについての特別な言い方であると考えるなら、名詞のあるものは尊敬語の中に組み入れて处置できないか（三上説）などの諸点が提起されるが、体言関係の語を、敬語と別枠に考えるにしても、また、丁寧・丁重語と見るにしても、これまで「謙譲語」の枠内にとどまっていたものをかなり見方を変えて扱つたことは注目され、とくに対者を意識した丁寧語的な性格として位置づけたことは示唆に富む見解と思うのである。

敬語の名詞を構成するものとして、接頭語による敬語構成の問題がある。「お十名詞」のかたちがそれであるが、敬語における文法的事実として、謙譲語の取り扱いと関連を持つと思われる所以若干ふれてみたい。敬語を敬意内容

からどうえて、

a | お電話をお待ちいたしております。

私の方からお電話をさし上げます。

少しの間お待ちになりますか。

などの場合、「お」が自他に用いられている事実から、a・dの「お」が尊敬で、b・cの「お」が謙譲だという説明も可能なであるが、いかがなものであろうか。もちろんcの「お」は丁寧とも考えられようが、私は謙譲の「お」を欠いて尊敬と丁寧の「お」に二分類することが適當であると考えている。

(1) お手紙拝見しました。(相手の手紙・尊敬)

(2) 私の方からお電話をさしあげます。(話し手の事柄についているが相手にも関係のある「お」・尊敬)

(3) お電話つて便利なものですね。(聞き手に対する「お」・丁寧)

細かに考察を加えると、これにとどまるものではないが、今さしあたって問題になるのは、(2)のような「お」の使われ方である。これは話し手の事柄に關係していると同時に、下の「さしあげる」という語の使用からみても、謙譲の「お」と考えるのが自然であろうし、したがつて尊敬語とするには抵抗が感じられよう。また一方、これを丁寧の「お」—「電話」を丁寧な言い方にしたと考えることもできるので、この類の「お」は、謙譲と丁寧に理解するのが一応常識的である。しかし、かりに丁寧語であるとしても、たとえば(3)の例にみるような本来の丁寧語ともやや異なる機能を負担しているように考えられる。語源的に存在している丁寧の「お」—「おにぎり・おはちナド」は別と

しても、本来の丁寧語の「お」は、多分に個人的任意や自由によつて使用されるもので、付けはずしのきく性質を帶びてゐるので、その点で、(2)のように「さしあげる」という語の使用に見られる相手との心理的緊張関係の中での「お」を、丁寧語として扱うことは不自然な感じがする。さらにまた、(2)のような「お」を謙譲語とみる考えについて、寿岳章子氏は、「お電話で」返事」という論文で、次のように述べられてゐる。

一応自分側に属するものでも、尊敬をする相手に向けて移動するものであることだ。（中略）相手のある矢印つきの語なのである。（中略）つまり尊敬の「お」「さん」には二種あると考えられる。最初から被尊敬側に固定されて使われるものと最初は尊敬をはらう側にあっても、その語の向きは被尊敬側を指し、行為の落ち着く先は被尊敬者であるものとある。（「口語文法講座」3・明治書院）

「私の方からお電話をさしあげます」における「お」の類も、結局のところ先方に關係し先方を志向したものであるとするなら、先方を対象とした「尊敬」の「お」としても無理はないはずである。

体言關係の語にみられる「謙譲」の事実は、以上の事情からみて、必ずしも「謙譲」として処理しなければならぬものでもない。むしろそれは、尊敬語や丁寧語に有縁なものであり、多分にそれに置きかえうる余地を残していると考へられるのである。

V

結論と残された問題点 概括的などらえ方ではあるが、従来いわゆる「謙譲語」と称されてきた一群の敬語につ

いて、その本質や概念がどんなものであり、敬語分類の上でどう扱ってきたかという点を中心に考察してみたわけである。謙譲語が負担していると思われる意図について、かなり背反したとらえ方がされている現状であるが、それは謙譲語が複雑な機能を含み持っていることと無関係ではないし、同時に敬語分類の基準になりうるもののがいくつある中で、どれが最も普遍的で本質的であるかという問題ともかかわりを持っている。私は、諸家の「謙譲語」についての見解が、「謙譲・自卑」という敬意内容を主としたものと、「受手尊敬」という敬意の対象を主としたものとに大きく二分されて、いることに着目し、そこに対立とその矛盾を見出したのである。そして謙譲語については敬語の第一次分類としては、特立する必要がないとし、尊敬語の一つとして処理すべきことを結論としているわけであるが、そのように考えたいくつかの点をまとめてみると、

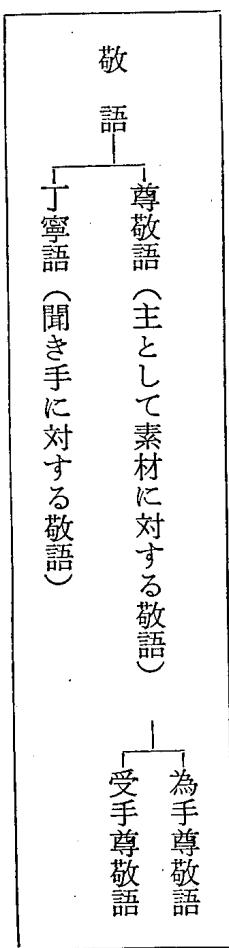
(1) 敬意の内容や性質には実質的に差異がなく、それによる敬語分類の妥当性。(2) 謙譲とか自卑とかの内容や、謙譲という名称に一致しない用法の存在。(3) 絶対謙称をめぐる問題——規定・所属語・尊敬語下接・「給ふ」下二段の語性
— (4) 尊敬と謙譲とに機能する語の見方・(5) 「奏す・啓す」の語性 (6) 体言関係にみられる謙譲の問題 (7) 接頭語「お」の語性などがその理由としてあげられる。

以上の点をふまえて、総合的に謙譲語を規定するならば、「二極間にはたらく行為関係を媒介として、受け手に対して、敬意を表現する語」と言うことになる。謙譲語をもって、「第一称敬語」とすることはもはや十分ではないし、そうかといって「自卑・へり下り」とすることも適当を欠く。「人称」でも「敬意の性質」でもなく、「敬意の対象・方向」を基準として、始めて一貫した原理が確立されるものではなかろうか。とにかく謙譲語にまつわる錯覚——謙

讓という方法による敬意の表わし方と意図・目的との混同は改められなければならない。

謙譲語を受手尊敬語と考えるにしても、種々の問題が関係して派生してくる。中でもとくに、下一二段の「給ふ」の語性をめぐる問題が提起される。これは第二次的な下位分類に属する問題としてもよいが、「侍り」同様、詞辞連續の立場から慎重に考えるべきだと思つてはいる。今のところは、受手尊敬^(注25)(上古) → 受け手の不明確化▽・△聞き手を意識▽→丁寧という方向が考えられるが今後に期したい。また、体言一名詞と代名詞の問題も微妙である。名詞が代名詞と同じく丁寧の語線でとらえられるかどうか、あるいは名詞のみは三分法と別枠に考える方が適当なのかどうか問題となるところである。

第二次分類として、「自卑・謙譲」を残すことが適切かどうかという点も、あわせて考えるべきことであるが、第一次分類としては「謙譲語」を特立せず、次のように考えるわけである。



御教示いただければ幸いである。

(昭和四七年八月九日)

注1 諸家の学説については、次の文献によった。

山田孝雄・「敬語の研究」大正13年・宝文館

三矢重松・松下大三郎・小林好日の三氏については、岡村和江編「敬語法諸学説比較一覧」(「国文学」昭和41年7月臨時増刊号・学燈社) 参照。

金田一京助「国語研究」昭和17年

松尾捨次郎「国語法論攷」昭和11年

石坂 正蔵「日本語の敬語の基本的講造はどんなものか」(「国文学・解釈と鑑賞」昭和39年10月特集増大号・至文堂)、「敬語」昭和44年・講談社

辻村 敏樹「現代の敬語」昭和42年・共文社

三上 章「現代語新説」昭和30年、「文法小論集」昭和45年・くろしお出版

玉上 琢弥「源氏物語の敬語法」(「講座解釈と文法」3) 昭和34年・明治書院

馬淵 和夫「古文の文法」昭和38年・武藏野書院

大石初太郎「正しい敬語」昭和41年・大泉書店

時枝 誠記「国語学原論」昭和16年・岩波書店

石坂 正蔵「文法史・敬語」(「文法」昭和43年11月号九八ペ・明治書院)、ほかに注11を参照。

北原 保雄「敬讓(きこゆ・奉る・たまふ・侍り・ます)」(「国文学・解釈と鑑賞」昭和43年10月特集増大号・至文堂)

根来 司「敬語の分類」(「言語と文芸」五巻二号)

坂本元太郎「再び詞に属する敬語と敬意のかかわり合いをめぐって」(札幌大学「紀要」第一号、昭和43年12月)

藤井 錢「日本文典」明治33年ほか。

石坂 正蔵「日本語の敬語の基本的講造はどんなものか」(「国文学・解釈と鑑賞」昭和39年10月号九一ペ・至文堂)にも関連説明がある。

- 9 阿部 永「枕草子における『きいえさせたまふ』について」（「国語国文研究」第43号六五ペ・昭和44年6月・北海道大学国文学会）など。
- 10 坂本元太郎「詞の敬語と表現主体の敬意との関係について」（「国文学」昭和42年8月・学燈社）、「現代敬語における敬意の再解釈」（札幌大学「紀要」第三号・昭和47年3月）
- 11 同じ例について、石坂正蔵氏の次のような説明がある。
- この例も“たてまつる”を桐壺帝が見る行為の対象である一の宮に対する受手尊敬とした方が簡明のようである。しかしこれらの場合も、受け手の尊敬に譲謙語が用いられたものと解釈するのである。つまり謙譲語の中の関係謙称、その一用法として受手尊敬を考えるのである。そうして被恩恵的な「給ふ」（下二段）や被支配的な「侍り」を含めて総括的に謙譲を認める立場をとるのである。（中略）体言関係や修辞面にひろくわたる謙譲・卑下の事実を思えば、いわゆる前記例（つまりこの例のこと・坂本）に見る受手尊敬を一般化するよりも、謙譲語の中に受手尊敬を含めて考える方が穩当であろう。（「日本語の敬語の基本的構造はどんなものか」・「国文学・解釈と鑑賞」昭和39年10月号・九二ペ・至文堂）
- 12 糸田 定樹「新刊紹介・石坂正蔵著『敬語』」（「文法」昭和44年8月号・一五五ペ・明治書院）
- 13 辻村 敏樹「敬語法をめぐる争点」（「文法」昭和44年11月号創刊一周年記念号・一〇五ペ・明治書院）参照。
- 14 三上 章「敬語法内外」（「文法小論集」昭和45年・一一一ペ・くろしお出版）
- 15 富地 裕「敬語の解釈」（「ことばの研究」2・昭和40年3月・国語研究所）
- 16 現行の高等学校用の文法教科書で、このような取り扱いをしていることがある。
- 17 馬淵 和夫「古文の文法」昭和38年・武藏野書院
- 18 遠藤嘉基・渡辺実「古文解釈の方法」昭和37年・中央図書
- 19 辻村 敏樹「敬語法をめぐる争点」（「文法」昭和44年11月創刊一周年記念号・一〇五ペ・明治書院）
- 20 「まかる」「まかぐ」（文語）「申す」（口語）の語は、本来は受手尊敬の用法をもつ関係謙称であったが、自己卑下の意の絶対謙称としての用法ともなった。

25 24 23 22 21

杉崎一雄「謙讓語」（「文法」昭和43年12月号・五〇ペ・明治書院）
「この頃わづらふことはべるにより、かく京にもまかでねば」（源氏・若紫）などがそれである。
石坂正蔵「敬語」昭和44年一二三一ペ・講談社

三上 章「現代語法新説」昭和30年

これに関しては両氏の次のような見解がある。

「下二段活用の『給ふ』は上代から存し、もとは『日上から日下にものを賜はる』という意に用いられた。」（春日和男
「丁寧語」・「文法」昭和43年12月号・五七ペ・明治書院）
「この『給ふる』も元来は「見る」「聞く」「思ふ」内容を尊い方から受ける意の受け手尊敬で……。」（杉崎一雄「謙讓
語」・「文法」昭和43年12月号・四八ペ・明治書院）